

TOKYO PRO—BOND Market 上場債券の指定振替機関の振替業等における取扱いに係る規則改正について

目 次

(ページ)

1. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表…… 3

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(重要な発行者等の情報の開示)	(重要な発行者等の情報の開示)
第215条 上場債券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第2条第9号gからmまでに掲げる有価証券の発行者については、この限りでない。	第215条 上場債券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第2条第9号gからmまでに掲げる有価証券の発行者については、この限りでない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次のaから <u>f</u> までに掲げる事実のいずれかが発生した場合	(2) 次のaから <u>e</u> までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
a～d (略)	a～d (略)
<u>e 上場債券が指定振替機関の振替業等 (指</u> 定振替機関の振替業又は外国の法令に準拠 して外国において振替業若しくは債券の保 管及び振替に関する業務を行う者のこれら の業務をいう。以下同じ。)における取扱 いの対象とならないこととなつたこと。	(新設)
<u>f aから前eまでに掲げる事実のほか、当</u> 該上場債券の発行者等の運営、業務若しく は財産又は当該上場債券に関する重要な事 実であつて投資者の投資判断に著しい影響 を及ぼすもの	<u>e aから前dまでに掲げる事実のほか、当</u> 該上場債券の発行者等の運営、業務若しく は財産又は当該上場債券に関する重要な事 実であつて投資者の投資判断に著しい影響 を及ぼすもの
(3) (略)	(3) (略)
(4) 上場債券に係る保証者に第2号aから <u>dまで及びf</u> に掲げる事実のいずれかが発 生した場合	(4) 上場債券に係る保証者に第2号aから <u>e</u> までに掲げる事実のいずれかが発生した場 合
(指定振替機関の振替業等における取扱い)	
第219条の2 上場債券は、指定振替機関の振替 業等における取扱いの対象でなければならな	(新設)

い。

(上場廃止)

第222条 (略)

2 当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (4) (略)

(5) 指定振替機関の振替業等における取扱いの対象とならないこととなった場合

(6) (略)

3 ~ 5 (略)

#### 付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(上場廃止)

第222条 (略)

2 当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

(5) (略)

3 ~ 5 (略)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場廃止の取扱い)  第213条 上場債券の発行者は、特例第222条第2項第2号から <u>第5号</u> までのいずれかに該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに当取引所に対してその旨を報告するものとする。  2 特例第222条第2項第1号に掲げる場合には、第215条第2号に定める日の <u>14</u> 日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)に当該場合に該当するものとして取り扱う。  3 (略)	(上場廃止の取扱い)  第213条 上場債券の発行者は、特例第222条第2項第2号から <u>第4号</u> までのいずれかに該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに当取引所に対してその旨を報告するものとする。  2 特例第222条第2項第1号に掲げる場合には、第215条第2号に定める日の <u>7</u> 日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)に当該場合に該当するものとして取り扱う。  3 (略)
(上場廃止日の取扱い)  第215条 特例第222条第4項に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当取引所は、当取引所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができます。  (1) 特例第222条第1項第1号及び同条第2項第4号から <u>第6号</u> までに掲げる場合に該当することとなった銘柄 当取引所がその都度定める日  (2) ~ (4) (略)	(上場廃止日の取扱い)  第215条 特例第222条第4項に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当取引所は、当取引所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができます。  (1) 特例第222条第1項第1号並びに同条第2項第4号及び <u>第5号</u> に掲げる場合に該当することとなった銘柄 当取引所がその都度定める日  (2) ~ (4) (略)
付 則  この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。	